

マネージメント・レター No.273

相続等に係る生命保険契約等に基づく年金受給における所得税相当額の特別還付金

表題につきましても還付請求手続が**平成24年6月29日まで**となっております。

【経緯】

遺族の方が年金として受給する生命保険のうち、相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象にならないとする最高裁判所の判決（平成22年7月6日）により、平成23年6月30日から税務署にて還付手続を受付しております。この手続期間が、上記のとおり、まもなく迎えようとしていますので、ここにお知らせします。なお、保険年金を受ける際に所得税（源泉徴収された所得税）が差し引かれていない場合は所得税の還付はありません。

【対象者】

平成12年分以後の各年分において保険年金を受給していた方が対象で、具体的には次のいずれかに該当し保険契約等に係る保険料等の負担者でない方

1. 年金型保険 … 死亡保険金を年金形式で受給していた方
2. 学資保険 … 保険契約者が亡くなったことにより養育年金を受給していた方
3. 個人年金保険 … 個人年金保険契約に基づく年金を受給していた方

【必要書類】

1. 特別還付金請求書、特別還付金の額の計算明細書（各税務署に備え置き）
 2. 保険年金の契約書の写しや保険会社等からの年金支払通知書の写しなど
 3. 請求する各年分の年金受取額、年金受取額に対応する支払保険料等の分かる書類
 4. 印鑑、特別還付金の振込先の金融期間名・口座番号が分かるもの
 5. 平成12年分から平成14年分の特別還付金を請求する方
 - ①平成15年分の確定申告をしている⇒平成15年分の確定申告書の控え
 - ②平成15年分の確定申告をしていない⇒一般的に給与所得や公的年金等の源泉徴収票、社会保険料・生命保険料・損害保険料控除に関する書類
 6. 平成15年分から平成17年分の特別還付金を請求する方
 - ①請求する年分について確定申告をしている⇒請求する年分の確定申告書の控え
 - ②請求する年分について確定申告をしていない⇒一般的に給与所得や公的年金等の源泉徴収票、社会保険料・生命保険料・損害保険料控除に関する書類
 7. 平成18年以後を請求する方（過去5年以内の各年分に係る所得税の還付手続）
 - ①確定申告している年分は「更正の請求」⇒その年分の確定申告書の控え
 - ②確定申告していない年分は「確定申告（還付申告）」⇒一般的に給与所得や公的年金等の源泉徴収票、社会保険料・生命保険料・損害保険料控除に関する書類
- ※5.6.7.②に該当の方は所得の種類や所得控除の種類により必要書類は異なります。

上記に該当すると思われる場合は最寄りの税務署へ電話相談、問い合わせをしてください。